

# 鳥取海区漁場計画（素案）及び鳥取県内水面漁場計画（素案）に係る パブリックコメントの結果について

令和5年3月9日  
漁業調整課

令和5年9月1日に切替え予定の次期漁業権の免許内容等を定める漁場計画（素案）について、広く意見を募集するためパブリックコメントを実施したところ、鳥取海区漁場計画（素案）に対し利害関係者2者から意見がありました。

## 1 実施結果

- (1) 募集期間 令和5年2月15日（水）から3月7日（火）まで
- (2) 募集内容 鳥取海区漁場計画（素案）及び鳥取県内水面漁場計画（素案）についての意見
- (3) 対象者 当該水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者及びその他利害関係人
- (4) 周知方法 本課ホームページで公開するとともに、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場に概要チラシ等関係書類を配架した。また、報道関係への資料提供を行うとともに、関係漁協等へは関係書類を郵送した。
- (5) 応募件数 2件：電子メール

## 2 主な意見の内容とそれに対する考え方

当該水面で漁業を営む者（1者）及び港湾関係者（1者）からご意見をいただいた。

意見の内容	左に対する県の考え方
<p>鳥取県漁業協同組合（以下、「県漁協」という。）泊支所への聞き取り等を行なった上、第一種共同漁業免許番号海共第3号の漁業の名称（魚種）から「こたまがい」を除外されたい。</p> <p><b>【除外すべき理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こたまがい」については、その生息域が水深3メートル程度までの波打ち際であることから、船長7メートル前後の船外機漁船等でなければ「かいけた漁業」は事実上操業できないが、県漁協泊支所所属の組合員は適する漁船を有しているとは考えにくい。</li> <li>・今回の免許更新後において、湯梨浜町、北栄町の地先において「こたまがい」を採捕するのは、県漁協泊支所所属の組合員（漁業者）であると考えられるが、准組合員には「こたまがい」の採捕が認められていないと聞いている。</li> <li>・中部漁業協同組合（以下、「中部漁協」という。）が漁業権行使をしていた際、海水浴客が漁具を使用せず「こたまがい」を数個から百個程度採捕して逮捕され、組合が刑事告訴を行う案件が散見されたが、このような案件まで刑事事件とする必要はないと考え、漁業者は「かいけた網」による漁業許可で操業を認めればよいと考える。</li> </ul>	<p><b>【意見者の認識と現地調査の結果が異なるため、反映しない】</b></p> <p>第一種共同漁業権（海共第3号）は、令和4年7月31日までは、県漁協と中部漁協が共有していましたが、中部漁協が解散し、漁業権を放棄したことで、現在は県漁協のみが漁業権を有しています。</p> <p>そのため、県漁協には、「こたまがい」を採捕していた中部漁協の元組合員の加入が想定されているほか、漁業権免許に係る県漁協泊支所への聞き取りでは、中部漁協が利用していた漁場と「こたまがい」を含む漁業権魚種全般について、今後、利用していく旨の回答を得ています。</p> <p>以上のことより、当該漁場において、「こたまがい」は、引き続き漁業者にとって重要な資源として利用されることが見込まれ、漁業権の対象から除外し一般の者の採捕も可能とすることは資源管理の観点からも望ましくないため、引き続き海共第3号の漁業権魚種に「こたまがい」を含めることと考えています。</p>
<p>「海共第8号」の漁場の区域は、境港港湾区域と一部重複しています。令和4年度には、国事業により「第二防波堤」の延伸工事が完了し、同防波堤が漁場の区域内にあります。</p> <p>また、令和5年度以降、「公共マリーナ」の拡張工事が計画されており、船舶の航行や水面利用の形態に変化が生じることとなります。</p> <p>港湾区域内で漁業を行う際には、港湾施設の維持管理や港湾工事の実施、船舶の航行等の支障とならないよう十分に配慮してください。</p>	<p><b>【既に盛り込み済み】</b></p> <p>漁業権の免許に当たっての条件として、「公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。」と定めており、船舶の航行、公共事業の実施に支障を及ぼさないように設定しています。</p>